官報
（号外）
発行　内閣府　国立印刷局
（原稿作成）

目次

〔政　令〕

○民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三六三）　二
○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（三六四）　二
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三六五）　三
○森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三六六）　五
○森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三六七）　五
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令（三六八）　六

〔法規的告示〕

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業一六二）　七

〔公　告〕

諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　八
裁判所
破産、免責関係　九
会社その他
会社決算公告　三五

本号で公布された法令のあらまし

◇民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百六十三号）（法務省）

民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行期日は令和八年四月一日とする。

◇社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百六十四号）（厚生労働省）

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第一条第一項第四号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百六十五号）（財務省）

1　国立公園制度百周年を記念するため発行する千円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定める。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、八万枚追加し、五十二万枚に改める。（別表第三関係）

3　2で追加する貨幣で一枚を容器に入れたものの価額にあっては、一万四千九百十円とする。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百六十六号）（農林水産省）

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三百六十七号）（農林水産省）

第1　森林経営管理法施行令の一部改正

1　集約化構想の作成に係る細則の新設

(1)　集約化構想は、おおむね十年を超えない範囲内でその実現のために必要な期間につき定めるものとする。（第三条第一項関係）

(2)　集約化構想は、適合事業者及び地域の関係者による協議を行うことにより、一体経営管理森林の区域及び当該区域における経営管理の方針その他経営管理の集約化を図るために必要な事項が適切に取りまとめられたと市町村等が認めた場合に定めるものとする。（第三条第二項関係）

2　権利集積配分一括計画を定める場合における不明森林共有者等の探索の方法を定めるほか、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による条項移動に伴う所要の規定の整理を行う。（第一条及び第二条関係）

第2　登記手数料令の一部改正

登記手数料令第一条及び第八条第一項に規定する筆界特定の申請に要する手数料に係る規定の対象に、改正法による改正後の森林経営管理法第四十七条に基づく筆界特定の申請に係るものを追加する。（第一条及び第八条第一項関係）

第3　宅地建物取引業法施行令の一部改正

宅地建物取引業法施行令第三条第一項各号に規定する宅地建物取引士による説明が義務付けられている法令に基づく制限の対象に、改正法による改正後の森林法第十条の十一の九第一項に規定する施業施設協定に係る制限を追加する。（第三条第一項第四十六号関係）

第4　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の一部改正

改正法による条項移動に伴う所要の規定の整理を行う。（第一条第四号関係）

第5　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百六十八号）（厚生労働省）

1　精神保健指定医の指定に係る申請書に厚生労働省令で定める事項を記載することとする。（第二条の二、第二条の二の三第三項、第二条の二の五及び第二条の二の六第二項関係）

2　精神保健指定医の指定に係る申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しないこととする。（第二条の二、第二条の二の二、第二条の二の三第三項及び第四項、第二条の二の五並びに第二条の二の六第二項関係）

3　精神保健指定医は、六十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができることとする。（第二条の二の六第一項関係）

4　精神保健指定医は、その指定を辞退しようとするときは、届出書に指定医証を添え、住所地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。（第二条の二の六第二項関係）

5　その他所要の改正を行う。

6　この政令は、令和八年三月一日から施行する。（附則第一項関係）